

## 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金支給要領の改正案について

### 雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

#### 1 改正の内容

##### ○ 事業所内保育施設の設置・運営等に係る計画の認定申請の審査及び 休止施設に対する指導の適切な実施

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金については、平成 24, 25 年に会計検査院による会計実地検査が行われた。検査の結果、労働局は事業所内保育施設の設置・運営等に係る計画の認定申請の審査及び休止施設に対する指導を適切に行うよう、指摘を受けたこと等から、本指摘等に対応するため、支給要領を改正する。

##### 【支給要領の改正内容】

支給要領に、以下の事項について追加を行う。

- ・事業所内保育施設の設置、増築に係る計画の認定申請の際に、直近 3 か年の財務状況が確認できる資料の提出
- ・事業所内保育施設の設置・運営等に係る計画の認定申請の際に、自社で雇用する労働者の利用希望アンケート結果を含む利用者見込み数の根拠資料の提出
- ・事業所内保育施設の再開計画に基づき再開に向けた取組を行っている期間中であっても、運営再開の見込みがないと労働局長が判断した場合、助成金の返還を求める措置
- ・平成 26 年度以降、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金と病院内保育所への設置・運営に係る補助は、どちらか選択しての受給

<参考：会計検査院からの処置要求に関する経緯>

- 平成 25 年 7 月 30 日

会計検査院長職務代行検査官が厚生労働大臣に対し、「事業所内に設置される保育施設に係る計画の審査等」について改善の処置を要求。

- 平成 25 年 11 月 7 日

平成 24 年度決算検査報告において、「事業所内に設置される保育施設について、設置等計画の審査及び保育施設の休止に係る事業主等への指導を適切に行うことにより、長期的かつ安定的な運営の確保を図るよう改善の処置を要求したもの」と記述され、会計検査院が当該報告を総理に手交。

- 平成 25 年 11 月 19 日

財務省が、平成 24 年度決算（＊）を国会に提出。

＊平成 24 年度決算には、平成 24 年度決算検査報告が含まれている。

## 2 今後の予定

平成 26 年 4 月 1 日 改正支給要領の施行（予定）

# 地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

…比較的小規模なで家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施

◇家庭的保育(利用定員5人以下)

…家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

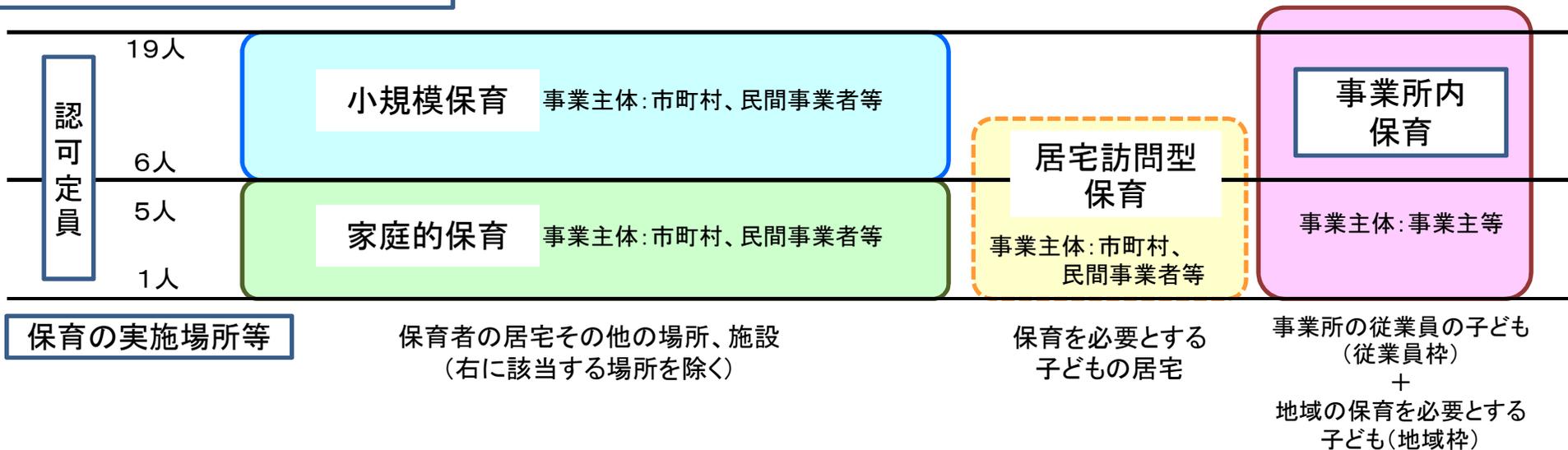
◇居宅訪問型保育

…保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

◇事業所内保育

…企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

## 地域型保育事業の位置付け



## 【事業所内保育事業における地域枠の設定】

➤以下の表のとおり、概ね10名ずつの定員区分を設け、各区分ごとに地域枠の定員を概ね1/4～1/3程度となるよう、固定化し、利用定員の柔軟な変動をしやすいとした上で、国として考える基準をお示し、これを踏まえ、市町村が各地域の実情に応じて決定することができる。（例えば、下記定員区分6～10名の地域枠について1名又は2名にするなど）

定員区分		地域枠の定員	目安
1名～10名	1名～5名	1名	家庭的保育事業×1ヶ所程度
	6名・7名	2名	
	8名～10名	3名	
11名～20名	11名～15名	4名	家庭的保育事業(補助者付き)×1ヶ所程度
	16名～20名	5名	
21名～30名	21名～25名	6名	小規模保育事業(下限)1ヶ所+1名程度
	26名～30名	7名	
31名～40名		10名	認可保育所の半分程度(特例保育所と同程度)
41名～50名		12名	小規模保育事業(下限)×2ヶ所
51名～60名		15名	家庭的保育事業(補助者付き)×3ヶ所程度
61名～70名		20名	認可保育所(下限)×1ヶ所程度(以下20名で固定)
71名～		20名	

## 家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、現行の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

### <主な認可基準>

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

## 小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

### <主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 いずれも1人3.3㎡
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。